

各種手当や助成を受けるためには申請が必要です。対象となる家庭や、申請する時期がそれぞれ異なります。所得制限などで手当や助成が受けられない場合があります。あらかじめ確認しておきましょう。

妊娠・出産に関する手当

■妊婦健康診査助成

【助成対象】 すべての妊婦

【助成内容】 母子健康手帳と合わせて交付される受診票により、公費で医療機関で妊婦健診を受けられます。都外の医療機関等で受診した場合は、費用の一部を助成する制度もあります。

【申請時期】 妊娠がわかったら

【問い合わせ】 健康推進課 ☎042-527-3234

■新生児等聴覚検査費用助成

【助成対象】 すべての新生児

【助成内容】 指定医療機関で検査を受診する際に検査費用の一部を公費負担します。なお、里帰り出産等により都外の医療機関で検査をした場合も費用の一部を助成しています。
※平成31(2019)年4月より、助成制度に変更があります。

【問い合わせ】 健康推進課 ☎042-527-3234

■出産育児一時金

【支給対象】 国民健康保険に加入中で出産された方

【支給内容】 42万円（産科医療補償制度の対象でない医療機関で出産された場合は40万4千円）を支給します。出産費用から出産育児一時金相当額を差し引いた金額を請求する「出産育児一時金直接支払制度」が利用できる医療機関の場合は、手続きは不要です。

直接支払制度を取り扱っていない医療機関等で出産された場合や直接支払制度を利用しない場合は、保険年金課までご相談ください。

【申請時期】 出産時

【問い合わせ】 保険年金課 ☎042-523-2111 内線1400

■母子栄養食品の支給

【支給対象】 生活保護受給世帯、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ課税世帯の妊産婦と乳児

【支給内容】 粉ミルクを無償で支給します。（支給期間があります）

【問い合わせ】 健康推進課 ☎042-527-3234

■養育医療（未熟児）

【助成対象】 出生時体重が2,000g以下、または2,000g以上でも生活力が特に弱く、医師が入院養育が必要と認めた新生児（1歳児未満）

【助成内容】 保険診療に対して、自己負担分を助成します。（所得状況に応じて一部負担あり）

※指定医療機関に限ります。

【申請時期】 出生届提出時（対象となる場合、医療機関より案内があります）

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1346

子どものいる家庭への手当

■児童手当

【支給対象】 中学校修了前までの児童で、下記のすべてに該当する児童の父母または養育者

- ・国内に住居している児童（留学を除く）
- ・施設（児童養護施設など）に入所していない児童

【支給内容】 手当の月額

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第1・2子）
	15,000円（第3子）
中学生	10,000円
所得制限超過世帯	5,000円

【申請時期】 出生届提出時（公務員の方は職場での申請になります）

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1347

医療費助成

■乳幼児医療費助成（乳）

【助成対象】 国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入している、市内に住所を有する乳幼児（就学前）を養育している方

【助成内容】 乳幼児が医療機関にかかる際、保険の給付が行われた医療費の自己負担分を助成します。

【申請時期】 出生届提出時

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1347

■義務教育就学児医療費助成 (子)

【助成対象】 国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入している、市内に住所を有する義務教育就学児童を養育している方（所得制限があります）

【助成内容】 児童が医療機関にかかる際、保険の給付が行われた医療費の自己負担分の内、通院は1回につき200円を控除した額、入院・調剤は全額を助成します。

【申請時期】 対象となる方は、㊦から自動的に切り替えを行いますので、申請は不要です。

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1346

■ひとり親家庭等医療費助成 (親)

【助成対象】 下記のいずれかに該当するひとり親家庭等の養育者および児童

※児童が18歳に達する日の属する年度の末日まで（児童が一定程度の障害を有する場合は20歳未満まで）

- 父母が離婚した
- 父または母が死亡または生死不明
- 父または母に重度の障害がある
- 父または母に1年以上遺棄されている
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている
- 婚姻によらないで生まれ、父または母から扶養されていない
- 父または母が保護命令を受けた

【助成内容】 医療機関にかかる際、保険の給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。

【申請時期】 上記助成対象となった時

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1350

■心身障害者医療費助成 (障)

【助成対象】 国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入している方で、身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級）または、愛の手帳1・2度の方。なお、平成31年1月より、精神障害者保健福祉手帳1級の方も対象となります。※住民税課税世帯で㊦・㊧該当者は、㊦・㊧が優先。

【助成内容】 医療機関に係る際、保険の給付が行われた医療費の自己負担分を助成します。

【申請時期】 手帳の交付を受けた時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1511

子どもの難病・障害等への手当など

■児童育成手当（育成障害手当）

【支給対象】 施設（児童養護施設など）に入所しておらず、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度等の障害がある児童

【支給内容】 月額15,500円を支給します。

【申請時期】 手帳の交付を受けた時

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1350

■特別児童扶養手当

【支給対象】 施設（児童養護施設など）に入所しておらず、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1・2度程度等の障害がある20歳未満の児童の父母または養育者（障害を理由とする年金を受けていないこと）

※愛の手帳3度の場合も、障害の程度により受給の対象となることがあります。（診断書の添付が必要です）

【支給内容】 手当の月額

重度障害児（1級）	51,700円
中度障害児（2級）	34,430円

【申請時期】 手帳の交付を受けた時、支給対象となった時（要診断書）

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1346

■障害児福祉手当

【支給対象】 身体、または知的障害がある児童（身体障害者手帳1級および2級の一部）、愛の手帳1度および2度、またはこれらと同等の疾病、精神障害がある児童で常時介護を必要とする状態にある方

【支給内容】 手当の目安月額：14,650円

【申請時期】 支給対象となった時（診断書の添付が必要です）

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

■重度心身障害者手当

【支給対象】

- 重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方
- 重度の身体障害と重度の知的障害が重複する方
- 重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることも困難な程度以上の方

【支給内容】 月額60,000円を支給します。

【申請時期】 支給対象となった時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

■心身障害者手当

【支給対象】

- ①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度の方、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方
- ②身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方

【支給内容】 手当の月額 ①6,000円 ②4,500円

※難病手当、児童育成手当（障害手当）との併給不可

【申請時期】 手帳の申請をする時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

■難病手当

【支給対象】 国・東京都の指定する特殊疾病に罹患し、特定医療費（指定難病）受給者証、または都医療券を所持している方

【支給内容】 月額6,000円を支給します。

※心身障害者手当、児童育成手当（障害手当）との併給不可

【申請時期】 受給者証、医療券の申請をする時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

■難病医療費助成等

【助成対象】 国が指定している難病と都が指定している難病に罹患している方（入院・通院）

【助成内容】 治療にかかる費用等（保険適用分）のうちの一部を公費により助成します。

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

■自立支援医療（育成）

【助成対象】 身体に機能障害があり、手術などにより、障害改善が見込まれる18歳未満の児童
※市町村民税（所得割）が235,000円未満
病状により助成対象になる場合があります。

【助成内容】 治療にかかる費用（保険適用分）のうちの一部を公費により助成します。（指定医療機関に限る）

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1346

■大気汚染医療（18歳未満）

【助成対象】 気管支ぜん息などの疾病にかかっており、都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有する18歳未満の児童

【助成内容】 治療にかかる費用（保険適用分）を公費により助成します。

※18歳以上の方は障害福祉課（☎042-523-2111 内線1510）へ

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1346

■自立支援（精神通院）医療費助成

【助成対象】 精神疾患、てんかんなどの通院治療を必要としている児童

【助成内容】 治療にかかる費用（保険適用分）のうちの一部を公費により助成します。

【申請時期】 随時（ただし入院中を除く）

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1511

■小児慢性特定疾病医療

【助成対象】 小児慢性特定疾病（慢性心疾患・慢性腎疾患など）に罹患している児童（入院・通院）

【助成内容】 治療にかかる費用（保険適用分）のうちの一部を公費により助成します。（指定医療機関に限る）

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1346

■心身障害者扶養共済

【助成内容】 障害を有する方の保護者が加入し、死亡または

身体および精神の機能を著しく喪失した状態になった時、障害者本人に年金などを支給します。

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1510

■小児精神入院医療費助成

【助成対象】 精神疾患のため精神科病棟にて入院治療を必要としている満18歳未満の児童

【助成内容】 治療にかかる費用（保険適用分）のうちの自己負担分を公費により助成します。

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1511

■小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

【助成対象】 小児慢性特定疾病の対象となっている18歳未満の児童

【助成内容】 車椅子等15品目の日常生活用具を給付します。（一部自己負担があります）

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1521

入園・就学支援など

■幼稚園入園支度金貸付

【支援対象】 来春、幼稚園に入園する幼児の保護者

【支援内容】 入園支度金70,000円の貸付（無利子）をします。※市税を滞納していないことなど、いくつか条件があります。

【申請時期】 入園決定後（10月下旬～11月上旬頃）

【問い合わせ】 保育課 ☎042-523-2111 内線1322

■私立幼稚園就園奨励費補助金

【支援対象】 幼稚園に入園している児童の保護者

【支援内容】 市民税所得割額の基準に応じて、入園料および保育料を補助します。

【申請時期】 入園後 3月上旬まで

【問い合わせ】 保育課 ☎042-523-2111 内線1322

■私立幼稚園園児補助金

【支援対象】 幼稚園に入園している児童の保護者

【支援内容】 市民税所得割額の基準に応じて、保育料を補助します。

【申請時期】 入園後 3月上旬まで

【問い合わせ】 保育課 ☎042-523-2111 内線1322

■認証保育所利用者負担軽減補助金

【支援対象】 認証保育所を月極めでご利用の保護者

【支援内容】 お子さん一人当たり月額1万円を補助いたします。※市外在住のお子さん、保育料をお支払いになっていない方は対象外

※市外の施設をご利用の場合は、保育課までご連絡ください。

【申請時期】 認証保育所に入所した時

【問い合わせ】 保育課 ☎042-523-2111 内線1324

■就学援助制度

【支援対象】 立川市在住で、国公立の小・中学校に通学する児童・生徒のいる、経済的に就学困難な世帯

【支援内容】 学用品費、給食費、修学旅行費等の一部を援助します。

【申請時期】 入学する年の3月中旬～
(入学準備金の申請は入学する前年の12月～)

【問い合わせ】 学務課 ☎042-523-2111 内線2516

■特別支援教育就学奨励費

【支援対象】 立川市立の小・中学校特別支援学級に在籍する児童・生徒がいる世帯等

【支援内容】 学用品費、給食費、修学旅行費等、就学に必要な費用を援助します。

【申請時期】 入学する年の4月～

【問い合わせ】 教育支援課 ☎042-523-2111 内線4031

■外国人学校通学者に対する補助

【支援対象】 立川市に住民登録のある方で、公立の小・中学校に相当する外国人学校に通学している児童の保護者
※生活保護受給者を除く

【支援内容】 月額2,000円を補助します。

【申請時期】 2月

【問い合わせ】 協働推進課 ☎042-523-2111 内線2632

■受験生チャレンジ支援貸付事業

【支援対象】 中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯

【支援内容】 当年度の学習塾などの費用と受験料の貸付をします。貸付対象となる学校へ入学した場合、免除申請の手続きを行うことにより返済が免除されます。

【申請時期】 1月中旬まで

【問い合わせ】 立川市くらし・しごとサポートセンター
(立川市社会福祉協議会内) ☎042-503-4308 [3図B-2]

■私立学校教育費負担助成・貸付事業

都内在住で、私立高等学校等に在学している児童の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料および授業料以外に対する助成や、入学金等、学費全般に対する貸付制度など、都民の教育費負担の軽減事業を行っています。

【問い合わせ】 東京都私学財団

http://www.shigaku-tokyo.or.jp/parents_index.html

ひとり親に対する手当など

■児童扶養手当

【支給対象】 18歳に達する日の属する年度末までの児童(20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む) で下記のいずれかに該当する児童の父母または養育者

※公的年金を受給できる場合は、手当額から年金額を差し引きます。

- ・父母が離婚した
- ・父または母が死亡または生死不明
- ・父または母に重度の障害がある
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ・婚姻によらないで生まれ、父または母から扶養されていない
- ・父または母が保護命令を受けた

【支給内容】 手当の月額

全部支給	42,500円
一部支給	10,030円～42,490円
加算：2人目	5,020円～10,040円
3人目以降	3,010円～6,020円

【申請時期】 上記支給対象となった時

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1345

■児童育成手当(育成手当)

【支給対象】 18歳に達する日の属する年度末までの児童で、下記のいずれかの状態にある児童を扶養する保護者

- ・父母が離婚した
- ・父または母が死亡、または生死不明
- ・父または母に重度の障害がある(身体障害者手帳1・2級程度)
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ・婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない
- ・父または母が保護命令を受けた。

【支給内容】 月額13,500円を支給します。

【申請時期】 上記支給対象となった時

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1350

■母子及び父子福祉資金貸付事業

【支援対象】 都内に6か月以上居住している母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満の児童を扶養している方
※貸付には審査があります。また連帯保証人が必要です。

【支援内容】 自立のための資金の貸付をします。

【申請時期】 随時

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1344

■母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

【支援対象】 看護師・介護福祉士等、養成機関で修業期間1年以上の資格の取得を目指す母子家庭の母または父子家庭の父

【支援内容】 月額100,000円(非課税世帯の場合)を支給します。

※上限3年

【申請時期】 随時(養成機関の申込み前にご相談ください)

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1345

■母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

【支給対象】 就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講する母子家庭の母または父子家庭の父

【支給内容】 講座を修了した場合に受講料の6割(上限20万円)を支給します。(受講料が2万円以下の場合は対象外)

【申請時期】 随時(受講の申込み前にご相談ください)

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1345

■ひとり親家庭への自立支援

【支援対象】 自立を目指すひとり親家庭の母または父

【支援内容】 就労、転職、その他の相談に母子・父子自立支援員が継続的に支援します。また、ハローワークと連携し、自立に向けて支援していきます。

【問い合わせ】 子育て推進課 ☎042-523-2111 内線1345

■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

【支援対象】 都内在住で、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を目指すひとり親家庭の母または父

【支援内容】 訓練促進資金(入学準備金・就職準備金)を貸付します。

【申請時期】 入学、就職後3か月以内

【問い合わせ】 立川市くらし・しごとサポートセンター
(立川市社会福祉協議会内) ☎042-503-4308 [3図B-2]

その他の支援

■生活福祉資金貸付制度

【支援対象】 収入基準を超えない世帯、障害者世帯など

【支援内容】 教育支援資金(学校の授業料や入学する際に必要な費用)・福祉資金(出産に必要な経費等)などの貸付や相談支援を行います。

【申請時期】 随時(原則未払い)、資金貸付までに1か月程度かかりますので、お早目にご相談ください。

【問い合わせ】 立川市くらし・しごとサポートセンター
(立川市社会福祉協議会内) ☎042-503-4308 [3図B-2]



～知っていますか 至誠学園・至誠大地の家～

社会にはさまざまな理由により保護者がいなかったり、適切な養育を受けられないでいる子どもたちがいます。

至誠学園と至誠大地の家は、そうした子どもたちを児童相談所からの委託により一時的、あるいは社会に送り出すまで養育する児童福祉法に規定される児童養護施設です。

家庭にかわる子どもたちの生活の場として、ケアワーカーと言われる児童指導員や保育士と、栄養士、看護師、保健師、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等の専門職が連携して、子どもたちの支援を行っています。

さらに、こうした児童福祉の専門機能を生かして、地域の子育て支援に貢献する事にも取り組んでいます。

社会福祉法人至誠学園立川

児童養護施設 至誠学園 ☎042-524-2608

至誠大地の家 ☎042-540-0088

子どもの権利条約

子どもには、心もからだも健康に育つ権利があります。「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択され、日本も1994年に批准しました。この条約は大きく分けて、次の4つの子どもの権利を守るように定め、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとしています。

●生きる権利

病気やけがをしたら治療を受けられること、健やかに成長できる環境が整えられることなど。

●育つ権利

学んだり遊んだりできること、自分なりの考え方や感じ方が大切にされることなど。

●守られる権利

虐待やよくないことから守られる、つらいとき、困ったときは相談できることなど。

●参加する権利

気持ちや意見を自由に表現できること、集まってグループをつくったり、自由に活動できることなど。

子どもの権利は、まわりの友だちにも備わっているものですから、自分だけでなく、友だちの権利や命も大切にしなければなりません。また、条約では、親(保護者)には子どもを育て、指導する権利と義務があるとされています。

児童相談所全国共通ダイヤル



お近くの児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。

●こんなときにはすぐお電話ください。

あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら……

子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…

近くに子育てに悩んでいる人がいる…

1 8 9
にお電話



お近くの児童相談所

専門家が対応いたします。

●児童虐待とは…

身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV） など

お近くの児童相談所は

地震から子どもを守る家具の地震対策

テレビやレンジなどの家電製品への対策はしていますか？
家電製品は地震後の災害情報や簡易調理の必需品です。
テレビに夢中な子どもの身の安全のために転倒防止。

詳しい対応方法は東京消防庁ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>